

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農林整備課

不利益処分の内容	伐採及び伐採後の造林計画に従った伐採命令、又は伐採後の造林命令	
根拠法令等及び条項	森林法第10条の9第3項	
処分基準	根拠条項	森林法第10条の9第3項
	参考事項	森林法第207条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>森林法抜粋 (伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)</p> <p>第10条の9</p> <p>3 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。</p>	